

第2章 家庭

第1節 家庭教育の充実

1 家庭教育の推進

【義務教育課】

家庭は「教育の出発点」であり、子どもにとって心のよりどころであると同時に、豊かな情操や基本的な生活習慣、自制心・自立心等を育む場です。保護者は、このことに第一義的責任を有することを十分に自覚する必要があります。

現在、子どもたちは、他人を大切に思いやる気持ちや、ルールを守ろうとする意識、よりよい人間関係を築く力が、少しずつ低下していると指摘されています。この現状に歯止めをかけ、子どもの健やかな成長を育むためには、家庭が担うべき役割を明確にし、着実に進めていくことが重要です。

今後は、家庭教育に関する情報提供や学習機会を充実させ家庭の教育機能を高めていく必要があります。家庭の自主性を尊重しつつ、関係機関や学校が連携を図りながら、地域ぐるみで家庭教育を支援していく体制づくりが求められています。

地域で支える子育て・親育ち支援事業

ア 事業意図

子育て中の家庭の悩みや課題にきめ細かく対応できるよう、社会全体で支援する体制づくりを進め、家庭教育の充実を図ります。

イ 事業の概要

① 家庭教育通信の発行

家庭で行われるべき教育を明確にし、その実践を図るために、家庭教育通信を発行し、家庭に情報を発信し周知を図ります。

- ・「インターネットの適正利用の啓発」

〔配付時期〕 7月 〔配付対象〕 小学校3年生、中学校1年生の保護者

- ・「望ましい生活リズムの啓発・家庭内読書の推進・お手伝いの推進」

〔配付時期〕 10月 〔配付対象〕 小学校入学予定者の保護者

- ・「いじめの防止・早期発見の啓発」

〔配付時期〕 12月 〔配付対象〕 中学校入学予定者の保護者

② 家庭教育支援テレビ放送

乳幼児および児童のいる親や子育て支援者に、現在の家庭教育・子育ての課題を提供し、親自身が考え、学んでいく姿勢および地域全体の子育て支援の必要性について啓発します。

- ・番組名「ぶらり子育てしゃべり隊プラス！」福井放送
- ・1月～3月毎週土曜日 午前10時～10時15分（15分間）
- ・年間放送回数 令和4年度11回

③ 家庭教育講演会

家庭教育講演会を実施し、家庭教育に関する情報を提供し、学習機会の充実を図ります。

- ・〔実施時期〕 6月～7月 〔対象〕 幼小中の保護者および教員
- ・〔テーマ〕 「子どもの読書週間の重要性」「望ましい生活リズムと脳の発達」「インターネットの適正利用」等

④ 親のまなびあいプログラム「親はぴトーク」

家庭の教育力向上のため、子どもへの関わり方について保護者が交流しながら学び合い、つながりづくりのきっかけとする参加型の学習プログラム「親はぴトーク」を作成し、子育て講座等において活用しています。

- ・令和4年度実施回数 3回

2 幼児教育支援センターにおける取組み

【義務教育課】

(1) 出前家庭教育講座の開催

家庭教育アドバイザーが、園や市町の子育て支援センター、3歳児健診会場等に出向き、保護者を対象に、グッドトイや絵本に触れ、遊び方や遊ばせ方を体感してもらう講座や家庭の悩み不安を解消する講座を開催しています。

(2) 家庭教育支援講座

幼児教育支援センターでは、家庭教育の重要性を幼稚園・認定こども園・保育所・小学校から保護者に発信できるよう、保育者や小学校教諭を対象とした、幼児教育の有識者による「家庭教育支援講座」を開催しています。

(3) 「家庭教育相談・応援サイト」への情報提供

平成26年8月に、教育総合研究所が開設した「家庭教育相談・応援サイト」において、子育てに関する保護者の方の悩み等に対し、適切なアドバイスを提供しています。

3 「家庭の日」の充実

【県民安全課】

(1) 「家庭の日」とは

家庭は、家族みんなの心のやすらぎの場であるとともに、子どもにとっては最初に出会う集団として、その後の人格形成に大きな影響を与える青少年健全育成上最も重要な場です。

そこで、本県では昭和41年11月に青少年育成福井県民会議が発足したのを機に昭和42年1月の「第3日曜日」から毎月第3日曜日を「家庭の日」と決めました。

また、昭和42年3月には、福井県青少年愛護条例の一部を改正し「明るい家庭づくりを進めるため、毎月第3日曜日を家庭の日とする」と決めました。

そして、昭和46年10月には「家庭の日」の実践普及運動実施要綱を定め、福井県、青少年育成福井県民会議およびあすの福井県を創る協会が主唱して、「家族みんなが話し合い、楽しみ合い、協力し合う」ことを目標に、県民総ぐるみで普及促進を図っています。

「家庭の日」の重点実施事項は、次のとおりです。

- ① 「家庭の日」における諸行事の廃止の徹底
「家庭の日」には県・市町は公的行事を廃止するよう努める。また、その他機関・団体は「家庭の日」の趣旨に反する諸行事を自粛する。
- ② 「家庭の日」における休日の実施の普及
農山漁村、工場、商店、その他の事業所においては、特に支障がない限り毎月第3日曜日を休日と定め、「家庭の日」が実践されるよう努めるものとする。
- ③ 「家庭の日」における諸施設の開放と整備の促進
公園・プール・運動場等、家族および地域ぐるみで楽しく利用できる諸施設の開放と整備の促進を図るものとする。
- ④ 「家庭の日」実践の普及推進
家庭および地域等において、実のある「家庭の日」が実施されるよう普及広報に努める。
- ⑤ 家庭についての学習の促進
学校教育、社会教育および家庭における話し合い等を通じて家庭の意義・家族の役割等についての理解を深めるよう学習活動を促進する。

<「家庭の日」推進テーマ>

| 月 | テ ー マ |
|-----|------------------------------|
| 1月 | 新しい年を迎え、わが家の一年の計画をたてよう。 |
| 2月 | わが家の歴史を語りあい、寒さに負けない体力をつくろう。 |
| 3月 | こどもの成長を祝い、みんなの夢を育てよう。 |
| 4月 | 木や草花を大切にし、美しい花を咲かせよう。 |
| 5月 | 野や山に出かけ、美しい自然に親しもう。 |
| 6月 | 社会のきまりを守り、明るい町や村をつくろう。 |
| 7月 | 太陽の下で、からだをきたえよう。 |
| 8月 | 祖先に感謝し、郷土の歴史を知ろう。 |
| 9月 | おとしよりをうやまい、お互いに思いやる心を持とう。 |
| 10月 | スポーツを楽しみ、よい本に親しもう。 |
| 11月 | 働く人びとに感謝し、自分でできる仕事や奉仕を受け持とう。 |
| 12月 | 一年をかえりみ、しあわせな家庭を喜ぼう。 |

- (2) 「家庭の日」家族ふれあいデーの取組み
平成20年度から、「家庭の日」に「家族ふれあいデー」のサブタイトルをつけ、「家庭の日 家族ふれあいデー」として、地域と連携し、県民の家族とのふれあい時間（家族時間）の伸長を図る運動を推進しています。
- (3) 「家庭の日」の啓発広報
青少年健全育成の最も重要な基盤である健康で明るい家庭づくりをめざして、印刷物や啓発グッズ、ホームページ等による啓発広報活動を行っています。
- (4) 「家庭の日」における施設開放
「家庭の日」に無料開放されている家族で楽しむ県立施設
 - ・ 県立歴史博物館 ・ 県立美術館 ・ 県立若狭歴史博物館
 - ・ 県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館 ・ 県陶芸館 ・ 越前古窯博物館 ・ 県年稿博物館